

毎月勤労統計調査の概要

厚生労働省 政策統括官

（統計・情報システム管理、労使関係担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

毎月勤労統計調査とは

○ 毎月勤労統計調査について

- ・統計法上、特に重要な統計として総務大臣が指定する基幹統計（現時点で54統計）の一つ
- ・給与、労働時間等の実態を把握するため、全国の事業所（5人以上）※¹から約3万事業所を抽出し、毎月調査

※1 全国の事業所（5人以上）数は、約200万事業所（総務省「令和6年経済センサス」）

集計項目	現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与、所定内労働時間、所定外労働時間など ※ 所定内給与は主に基本給、所定外給与は主に残業代、特別に支払われた給与は主にボーナス
公表項目	常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者別に賃金や労働時間数など

○ 利用上の注意等

- ・毎月2回、調査月の翌々月に公表（例：1月分の結果は、3月9日に速報、4月8日に確報※²として公表）

※2 確報とは、速報までに審査を終えた調査票に、その後に審査を終えた当該月の調査票を加え集計したものであり、最終的な確定値

- ・公表日については、毎年1月、HPにて年間（当年の1月分から12月分等）の公表予定日を掲載
- ・統計は公表前に、事前に結果を知ることができる者をあらかじめ設定。また、毎月勤労統計調査は、基幹統計のため、その内容が公表日前にほかに漏れた場合、統計法違反として罰則が適用されることがある。

名目賃金と実質賃金

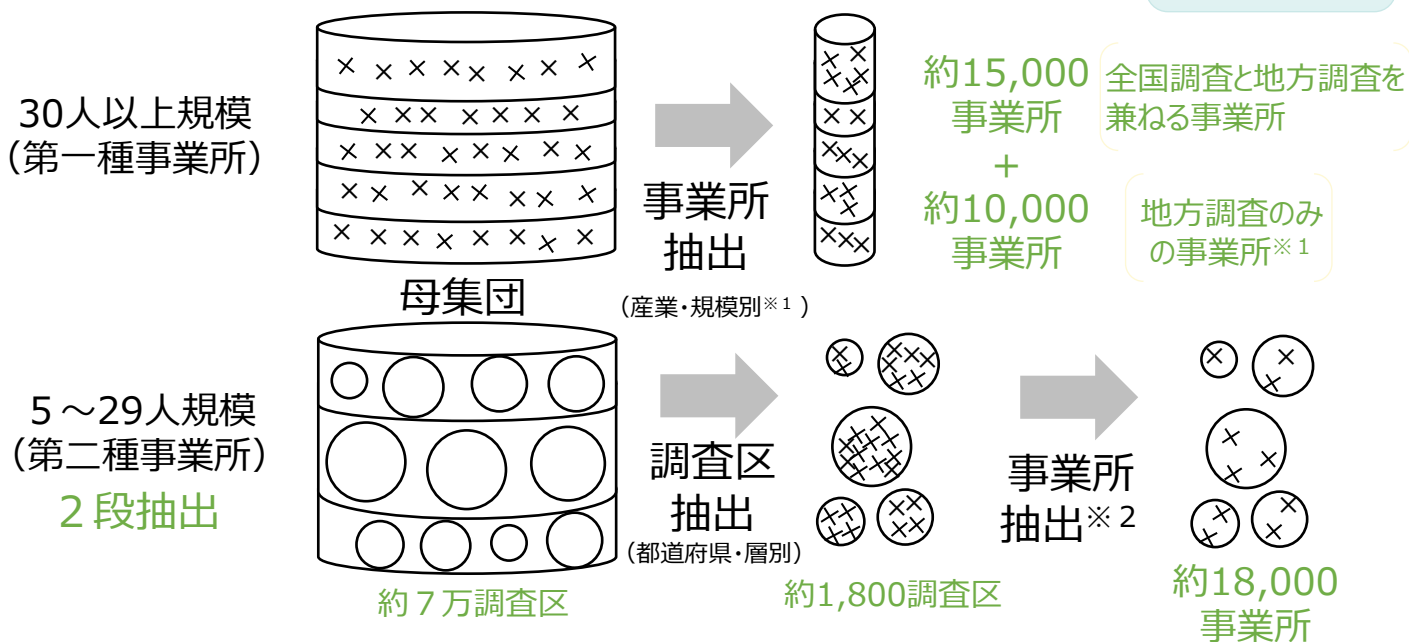
- 名目賃金は、基本給に残業代やボーナス等を加えた一人当たりの現金給与総額のことであり、税等を控除する前の額
- 実質賃金は、名目賃金から物価変動による影響を除いた、賃金の購買力を示すもの
- 毎月勤労統計調査では、以下の2つの系列を公表
 - ・ 「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いた実質賃金（従来から公表）
※持家の帰属家賃とは、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃のこと
 - ・ 持家の帰属家賃を含む「消費者物価指数（総合）」を用いた実質賃金
※2025（令和7）年3月24日に開催された経済財政諮問会議において、実質賃金に関し、国際比較をしやすくする観点から見直すべきとの指摘があり、同5月9日に公表した3月分速報から公表
※実質賃金を公表している国において、実質化に用いられている消費者物価指数をみると、
 - ・ アメリカ・ドイツは、「総合」で実質化した系列のみを公表
 - ・ イギリスは「総合」で実質化した系列に加え、補足的な系列として、「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化した系列を公表

標本設計・標本抽出（全国調査・地方調査）

- 30人以上規模（第一種事業所）は層化無作為一段抽出、5～29人規模（第二種事業所）は層化無作為二段抽出により調査を実施。
- 全国調査の調査対象事業所を、単に都道府県別に分けただけでは、十分な事業所数を確保できない都道府県もあるため、足りない分を「地方調査のみ事業所」として、約10,000事業所を追加。
- このため、地方調査の都道府県結果の平均をとっても、全国調査の全国平均とはならない。

抽出方法

層化無作為抽出（イメージ）

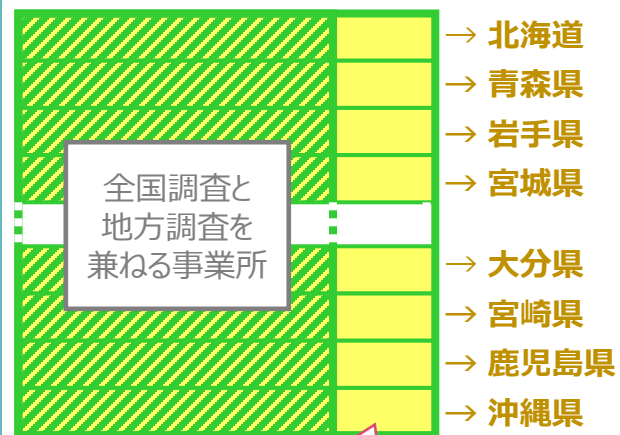


- ※1 第一種事業所は、全国調査では産業・規模で層化して抽出しており、地方調査では都道府県・産業・規模で層化して抽出している。
- ※2 第二種事業所は、産業分類に応じた確率比例抽出により、各調査区から約10事業所ずつ抽出

集計対象

全国調査集計と地方調査集計の違い（イメージ）

 全国調査集計（厚生労働省で集計）
 + 地方調査集計（各都道府県で集計）



地方調査のみの事業所
（約10,000事業所）

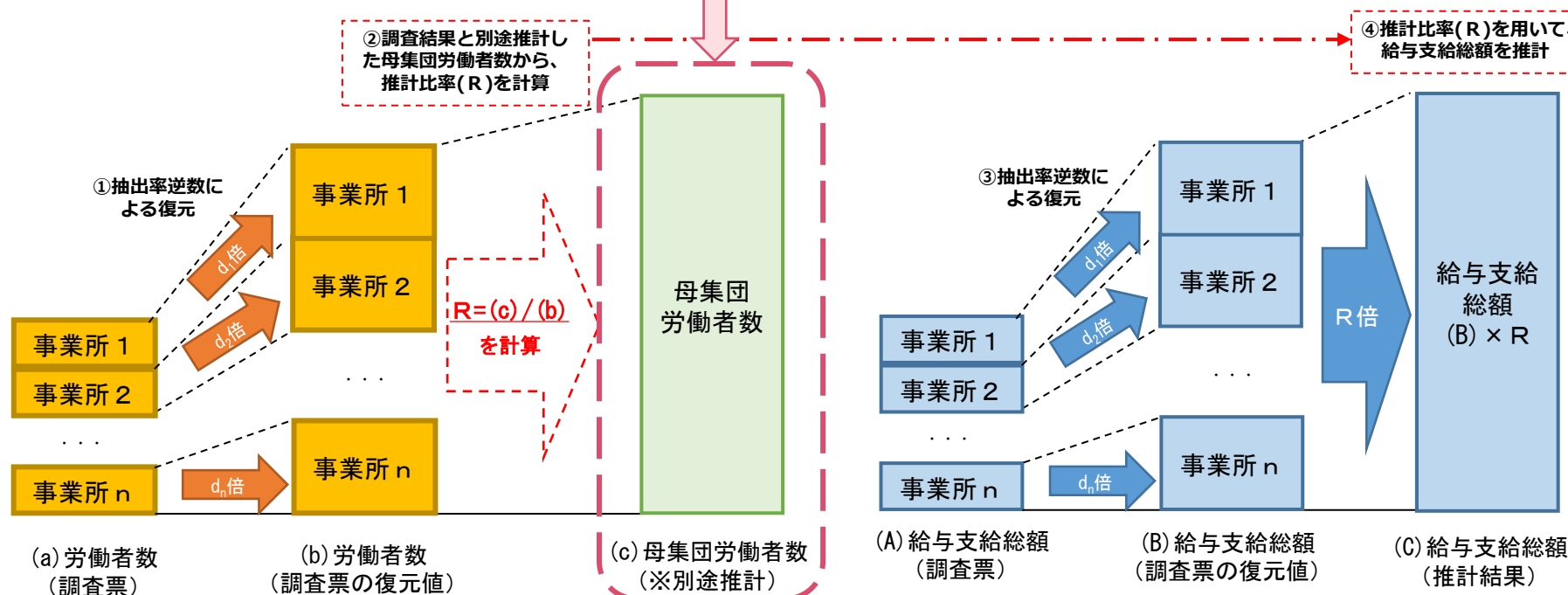
毎月勤労統計調査結果の推計方法

- 毎月勤労統計調査の調査結果は、産業・規模別に母集団労働者数を用いた比推定により推計を行っている。
- 産業・規模別の労働者数のウエイトが実績と乖離すると、平均給与に影響を与えるため、定期的に母集団労働者数を更新し、実績と推計の乖離を是正している。

$$\begin{aligned}
 \text{産業・規模別の平均給与} &= \frac{\sum \{\text{産業・規模別の給与支給総額}\}}{\sum \{\text{産業・規模別の労働者数の合計}\}} \\
 &= \sum \{\text{産業・規模別労働者の全体に占める割合（ウエイト）} \times \text{産業・規模別の平均給与}\}
 \end{aligned}$$

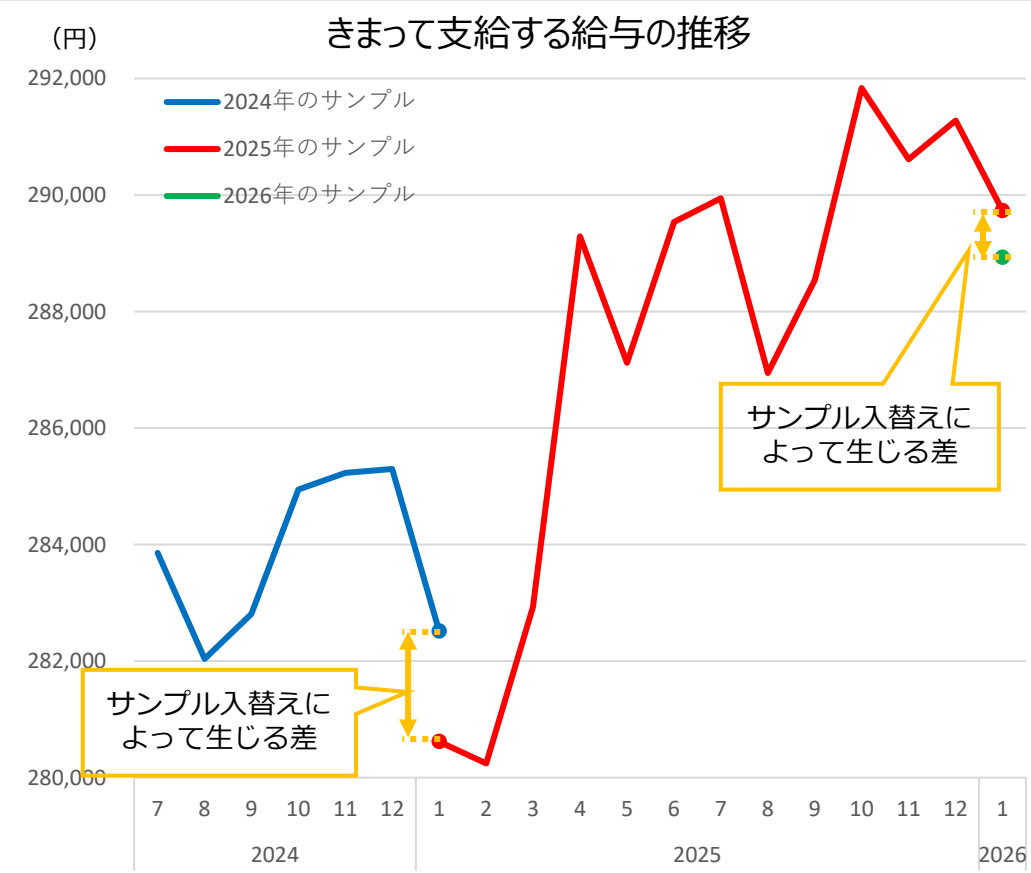
※ 産業・規模別の労働者数の構成比（ウエイト）が実績と乖離すると、平均給与に影響を与える。

産業・規模別の給与支給総額の推計方法



毎月勤労統計調査における賃金の推移とサンプル入替え時の断層

- 一般的に、継続して回答するサンプルは、通常のサンプルよりも優良なサンプルである傾向があり、これは生存者（サバイバル）バイアスと呼ばれる。
- 賃上げや季節性の要因等もあるが、毎月勤労統計調査は、サンプルを継続的に調査していることから、生存者バイアスにより、毎月の賃金は高くなっていく傾向があると考えられる。
- 実際、1月のサンプル入替えの際、入替え前後の集計に生じる断層により、賃金水準はおおむね下方修正される。



サンプル入替えによる1月の賃金の差（入替え後－入替え前）

	きまって支給する給与		現金給与総額	
	円	%	円	%
2020年	▲817	▲0.3	▲676	▲0.2
2021年	▲306	▲0.1	▲2,089	▲0.8
2022年	+2,142	+0.8	+1,689	+0.6
2023年	+383	+0.1	+547	+0.2
2024年	▲408	▲0.2	▲427	▲0.2
2025年	▲1,897	▲0.7	▲2,541	▲0.9
2026年	▲801	▲0.3	▲1,582	▲0.5

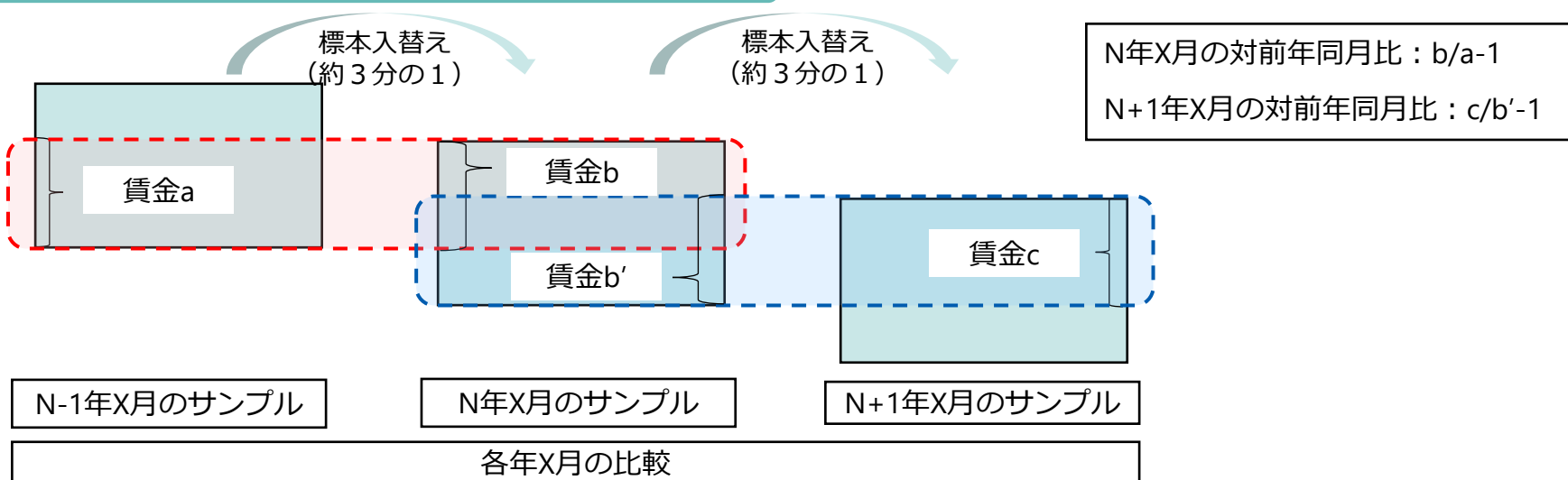
※ 毎年1月の数値は、入替え前（前年のサンプル）と入替え後（本年のサンプル）を公表し、本年のサンプルの数値で伸び率等を公表している。（前年のサンプルの数値は、サンプル入替えの影響を示すために公表している参考値である。）

5

継続標本（共通事業所）による前年同月比

- 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所のことであり、共通事業所による前年同月比を参考情報として公表している。
- 共通事業所集計は、同一事業所の平均賃金などの変化をみるための参考値として公表しているものであり、調査対象事業所の部分入替えや労働者数のベンチマーク更新による断層の影響を含まない数値となっている。
- ※ ただし、共通事業所集計は、通常の公表値に比べて、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要。

「共通事業所の集計値」のイメージ図



＜共通事業所集計の概要＞

事項	説明
集計対象	「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所（共通事業所）
標本の大きさ （2020年以降）	第一種事業所の3分の2（500人以上規模は全数） 第二種事業所の3分の1
ウェイト	当月も前年同月いずれも、「当月の母集団労働者数」で集計